

砂川市条例第10号
令和7年3月19日

砂川市災害時遺児手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯澤明彦

(別 紙)

砂川市災害遺児手当支給条例の一部を改正する条例

砂川市災害遺児手当支給条例（昭和55年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「扶養している」を「養育している」に改める。

第3条中「手当」の次に「の受給資格を有する者（以下「受給資格者」という。）」を加え、「養育する」を「養育している」に改める。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条中「第9条第1号」を「前条第1号」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同条を第9条とする。

第11条中「一に」を「いずれかに」に、「取消し」を「取り消し」に改め、同条第1号中「、その他」を「その他」に改め、同条第2号中「扶養」を「養育」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。